

## 平成 25 年度第 3 回岸和田市建築審査会会議議事録

■と き 平成 26 年 3 月 11 日（火） 午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分まで

■と ころ 職員会館 2 階 大会議室

■出席委員

|     |        |
|-----|--------|
| 会 長 | 奥 俊信   |
| 委 員 | 足立 基浩  |
| 委 員 | 角谷 洋一郎 |
| 委 員 | 平田 陽子  |
| 委 員 | 杉浦 恵美  |

■許可議案審議

|                            |          |
|----------------------------|----------|
| 建築基準法第 43 条第 1 項但し書き許可諮問案件 | 2 件（非公開） |
| 建築基準法第 43 条第 1 項但し書き許可報告案件 | 18 件（公開） |

■そ の 他 傍 聴 人 なし（一部非公開）

### ○開 会

事務局より、会議開催に当り、委員 5 人の出席を確認したので岸和田市建築審査会条例第 4 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、平成 25 年度第 3 回岸和田市建築審査会が有効である事を報告。また、一部本審議案件には個人情報に関する事項が含まれているため、岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例第 3 条に基づき、一部非公開とする。

平成 25 年度第 3 回岸和田市建築審査会会議の議事録署名人として角谷委員及び平田委員をそれぞれ指名。その後引き続き議案についての説明を行う。

● 建築基準法第 43 条第 1 項ただし書き許可について

議案第 1 号及び第 2 号の審議には、個人情報に関する事項が含まれているため、資料を含め公開図書より削除します。

● 建築基準法第 43 条但し書一括同意基準により許可した物件の報告について  
事務局より 18 件の報告を行った。

会 長) 報告番号 14 番について、この公共用通路は幅員が非常に広いようだが、道路にはならないのか。

事務局) 42 条道路の規定を満たさず、大阪府港湾局が所有・管理しているため、43 条但し書き公共用通路という判断である。

会 長) 移管等により、42 条道路になることはないのか。

事務局) 移管等については道路管理者と大阪府港湾局との協議によるものであり、事由は不明であるが、協議が整っていないのであろうと思われる。

会 長) 他にご意見がなければ、本件について同意することとしてよろしいか。

各委員) 了。

上記審議により、建築基準法第 43 条許可に関する 18 件の報告は了承された。

会 長) 以上で審査会を終了とする。